



森林伐採のときには

森林の立木を伐採するとき
は、3つの書類提出が森林法で
義務付けられています。

①事前の「伐採造林届」②伐採
完了後の「伐採に係る森林の状
況報告書」③造林完了後の「伐
採後の造林に係る森林の状況報
告書」の提出が必要です。

※令和5年度から①「伐採造林
届」提出の際は、④「伐採造林
届の添付資料」が森林法で義務
付けられました。

④「伐採造林届の添付書類」

- ・森林の位置や地域図
- ・届出者の確認書類(身分証の写し)
- ・土地の証明書
- ・隣接森林との境界関係書類
- ・法令の許可関係書類
- ※該当する場合のみ
- ・伐採の権原関係書類
- ※届出者が土地所有者でない場合
- ・伐採と集材に関するチェック
リスト
- ・地元関係者との協議書類

「よくあるご質問」



伐採の位置や区域図は実測が必要？
位置や地区が分かる書類であれば実測の必要
はありません。



土地の証明書とは？
次のいずれかの書類です。登記事項証明書、
固定資産税納税通知書の写し、土地の売買契
約書、遺産分割協議書、贈与契約書



届出者の本人確認書類とは？
住民票、運転免許証、マイナンバーカード(表)
などの写しになります。

提出書類	提出期限	未提出の場合
①「伐採造林届」	伐採開始の 90日から30日前	100万円以下の罰金 (森林法第208条)
②「伐採に係る森林の状 況報告書」	伐採を完了後 30日以内	30万円以下の罰金 (森林法第210条)
③「伐採後の造林に係る 森林の状況報告書」	造林を完了後 30日以内	

問い合わせ先

役場耕地林務課林務係
☎ (86) 1159 [直通]

狩猟には免許が必要

狩猟を行うためには狩猟免
許を取得する必要があります。

免許の種類は、使用する猟
具により、網猟免許、わな猟
免許、第一種銃猟免許および
第二種銃猟免許の4種類があ
ります。

鹿兒島県猟友会出水支部で
は、試験に伴う狩猟免許取得
講習会の開催や受講料の一部
助成を行っています。

提出書類については県ホー
ムページ「令和5年度狩猟免
許試験を実施します」を閲覧
ください。

○狩猟免許取得講習会

・日程

7月28日(金)

・申込期間

6月19日(月)～7月14日(金)

・開催場所

県北薩地域振興局出水庁舎

○狩猟免許試験

・日程

7月30日(日)

・申込期間

6月19日(月)～7月14日(金)

・試験場所

県北薩地域振興局出水庁舎



QRコードからも
閲覧できます↓



問い合わせ先

北薩地域振興局農林水産部
☎ 0996 (25) 5509
役場耕地林務課林務係
☎ (86) 1159 [直通]